平成２１年（フ）第６０号
群馬県沼田市町田町302番地２
債務者　中嶋那央樹
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２２年（フ）第５３号
福島県双葉郡浪江町大字小丸字三程32番地２
債務者　宮原　裕美
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第１８０７号
大阪市淀川区新高５丁目13番23号　第２中野ハイツ202号
債務者　前田　　薫
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７号
栃木県佐野市並木町1580番地１
債務者　野口　信夫
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第６５号
栃木県佐野市豊代町132番地５
債務者　篠田　　洋
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１９８号
川崎市幸区小倉1087番地　長嶋荘202、前住所川崎市幸区東古市場87番地　朝日屋
債務者　生形　園枝
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２０４号
川崎市幸区塚越２丁目184番地　コアビオレ102
債務者　宮平さやか（旧姓猪）
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第５０号
静岡県富士市石坂66番地の１　市営住宅Ａ団地Ａ棟104号
債務者　山本　佳延
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第６９号
栃木県佐野市田沼町267番地
債務者　前田　公一
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第４７４号
横浜市金沢区大道１丁目22番29号　ハイム鈴木202
債務者　関根　康浩
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６０６号
神奈川県海老名市東柏ケ谷４丁目25番８号
債務者　坂本　准一
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７０３号
横浜市港南区上大岡東１丁目８番３号　ペニーレーン202
債務者　成田　　洋
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７１７号
横浜市港北区新吉田東７丁目28番10―206号
債務者　松本ゆみ子
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７２０号
横浜市港南区日野４丁目42番16号　ハイツ三田102
債務者　二本松多恵子
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成１７年（フ）第１１号
大分県杵築市大字猪尾676番地
破産者　有限会社三股水産
1　決定年月日　平成22年３月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
大分地方裁判所杵築支部破産係